

会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第 8 回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成 1 9 年 3 月 1 9 日 (月) 1 9 時 0 0 分 ~ 2 1 時 2 0 分																		
場 所	上富良野町役場 審議室																		
出席者	<p>検討会議委員：出席 6 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡 本 康 裕</td> <td></td> <td>大 内 和 行</td> <td></td> <td>板 垣 貴 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 辺 雄 介</td> <td></td> <td>瀬 川 英 樹</td> <td></td> <td>大 石 理 香 子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>町職員自治基本条例研究プロジェクト副座長 田中主幹 事務局：坂弥主幹、谷口主査</p>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡 本 康 裕		大 内 和 行		板 垣 貴 子		渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子	
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠														
岡 本 康 裕		大 内 和 行		板 垣 貴 子															
渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子															
内 容	<p>あいさつ： 岡本代表</p> <p>議題 1 自治基本条例の検討について</p> <p>「自治基本条例研究プロジェクト報告書」のP1～P5までを自治基本条例研究プロジェクト副座長の田中主幹から説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例は大変奥の深い条例である。 ・ 職員によるプロジェクト会議は、1年5か月20回にわたった。ブレインストーミングや先進地事例を参考に「良いものを」と作成に携わった。 ・ 主に参考とした事例は、ニセコ町、札幌市案、奈井江町、遠軽町の条例。 ・ プロジェクトのスタート時、「地方自治とは何か」を考えた。 ・ 地方自治には、自治体が行う「団体自治」と地域住民が行う「住民自治」に分かれる。 ・ 開拓当時には役場などは存在しなかった。そこでは個人でできない課題（例えば道路や河川整備など）について、個々が話し合い、助け合うことで解決してきた。 ・ 昔は道路の草刈や側溝整備など、地域住民が協力して地域づくりを実施してきたが、行政の予算も潤沢だったこともあり、地域の要望などもあって次第に行政が行うようになった。 ・ 職員プロジェクトは、そこに着目した。 ・ 町が行わなければならないこと、町民が行わなければならないこと、議会が行わなければならないこと、これらをまとめたものが「町の憲法である自治基本条例だ」として取り組んだ。 ・ 町民の義務と権利、町長や議会議員の責務をまとめ、明確化した。 ・ 自治基本条例を作るに至った背景は、平成12年の地方分権法の施行が引き金。地方自治体は、自己責任、自己決定の時代を迎えたのが要因。 																		

- ・ 従来は国が多くの権限や予算を持っていたが、財源が国から地方へ移譲され、その財源をどのようなことに、どう使うかが自治体の判断になってくる。
- ・ これまで行政が行ってきた公共サービスも、阪神大震災にみるように、誰かが集まるように言った訳でもなく、全国から多くのボランティアが集まった。
- ・ ここ最近のように地方自治体の厳しい財政的要因もあり、地域での公共サービスの担い手として、地域住民の力を活用する動きがでてきた。

<意見交換>

情報公開を先に考えるべきでないかと思っている。理念は分かるが、町民にそのことが理解され伝わる状況にあるかどうか疑問。

町の憲法をつくってしまうには不安を感じてしまう。町民の理解がないままに進むことは危険だと思う。現在の町を見た場合、町民には広まらないと思う。理念は理解できるが、折角つくっても、誰にも分かってもらえないような気がする。

- ・ 職員プロジェクトでも、同じようなジレンマもあった。

プロジェクト報告書を読み、説明を聞いて良く納得できた。

説明を受けたように町民へ説明すれば、町民の理解も得られるのでないか。町民には、例えば、祭りの予算が減ってきたことやクリーンセンター焼却炉がどうなっているのか、など関心を持っていると思う。町民一人ひとりが、何をすべきか考える時代に来ているのでないか。

報告書を読んだが、理想と思えた。しかし、今の町民(意識)の現状からすると、住民意識が高まっていなく実現は難しいと感じる。議論する時間が不足しているし、町民の意識を育む時間が必要と思う。この中で基本条例に町民がついていけるかどうかを考えなければならない。時代は何十年も不変ということがなく、時代背景は変わるので、条例も融通性が必要と思う。

- ・ 報告書の条例は、5年以内に見直しをかけることにしている。他の自治体の条例では、ニセコ町が規定している見直し規定を設けていない自治体も多い。

現在のように、(町民が行政に委任したままの)お任せ行政が60年近く続いた。それを60年前の元に戻すことでないか。昔は、地域の道路脇の草刈は、地域全員でやっていた。(何もしないでなく、)始められることから始めないと、前に進まない時代だと思う。

- ・ 将来の目標に「住んでいて良かったというまち」と良く言われるが、それだけでは駄目だと思う。「住み続けてよいまち」にしなければ、駄目でないかと考える。大きな理念をもって「まちづくり」を言葉にしたものが憲法でないかと思う。現在、住んでいる人々が、将来の子どもたちにどんなまちを残していくのか、その責務もあると思う。

町長も議員も私たち町民が選んだ人たちだが、そのような理念をもって町政に望んでいるのか疑問。

- ・ 富良野市の情報共有と市民参加のルール条例があるが、何条も規定があるが、

「市は何々をします。」ばかりになっている。市の責務を規定することは分かるが、「市民や議会は何をするのか」明確な行動を規定していない。住民も一緒に考え、そして行動して行くことが大切でないかと考える。

「自治基本条例研究プロジェクト報告書」のP6～P7まで説明。

- ・ 上富良野町のまちづくりの基本理念は、町章と町民憲章の意味に願いが込められており、これを基本と考えた。
- ・ プロジェクトでは、町章と町民憲章から「町民主体」、「人権尊重」、「相互補完」、「自主自律」、「未来志向」の5つを基本理念とした。特に自律は「自立」としなかったのは、「自らを律する」意味合いで統一した。
- ・ まちづくりに町民が参加するには、「情報共有の原則」として町民と情報を共有すること、「自助共助公助の原則」として自律した個人を基礎に相互補完すること、「参画と協働の原則」として町民が主体的に参加し、相互理解しながら協働していくこと、この3要因が大切。
- ・ 「情報共有」「住民参加」「協働」の繰り返し実践で自らの課題や地域課題を個人や地域の力で解決する「自助・共助・公助」で、相互補完の実現につながっていくと考えられる。

<意見交換>

「情報共有」「住民参加」「協働」の順は、納得できた。そのとおりだと思う。

参加と協働の違いは何か。

- ・ 参加だけでは協働にならない。例えば、一人が家の前や道路を花で飾ったとする。お隣さんがそれを「きれいだ」と言って、花で飾る。その隣も同じように花を飾る。その道路に面する人たちが花で飾る。町内会や住民会でも、みんなで花を飾るようにしようというようなこと。

まちづくりの理念は大切で町民に知ってもらいたいと思う。情報共有は、最優先で考えなければならないことと考える。この条例を作るにあたっては、最初に情報共有に関する条文を厚くし、その後に次の項目を焦点に置いていくようにしても良いのではないかと。

情報共有だけの条例では、まちづくりを進めていく上で足りないと思う。

次から次へと条例づくりに携わる人（町民・職員）が変わることも、議論を重ね積み上げていく面からは大切でないかと。

富良野市は、条例施行後2年で、（参加した職員セミナーから）中だるみを感じた。アドバルーンを上げて、人事異動で人が変わるなど、継続の難しさも感じた。

情報の共有が一番大切。

この条例の検討を始めたことが広報誌に掲載された。町民には使われている言葉も難しく、お知らせだけになっている。もっと町民意見を喚起するような

こともしないといけないのでないか。まちの憲法と言われているもので、もっと時間をかけ議論するべきだと思う。

町民のまちづくりやこの条例に対する意識が高まっていない状況で、条例を制定しても魂が入らないのでないか。小学生のうちに、このようなことを考える授業を受け、大人になる頃にまちづくりに参加できるようになることが理想。まちづくりには理念が重要。

基本条例は育てていくことが言われている。条例を制定しそれを走らせながらつくっていくことも手法と思う。

町民には、「住民エゴ」と「要望」の違いが分かっていない人が多い。情報を出すことは大切なこと。情報に関して具体的に整理を行い、条例の枠組みをつくっていくが必要でないか。

ニセコ町は、町民の勉強する機会を設けている。上富良野町民も勉強しないと駄目でないかと思う。お任せ行政を脱却するには、職員も住民もレベルアップする必要がある。

住民は、この条例に対する意識がまだない。逆に行政に(検討会議で論議して作ったという)逃げ道になるのでないか。

町は、これまで出前講座やパブリックコメントなどを行ってきているが、この条例は後付けとを感じる。

情報の管理の仕組みを考えないとダメ。情報をもっている行政に左右される懸念はある。情報に関する仕組みの大枠を決めていくこと必要と思う。

まず、(議論して)走り出さないと何も進んでいかない。

- ・ 上富良野町のまちづくりには、この条例は重要だが、住民が知らないというジレンマは、職員のプロジェクでも同じような論議があった。
- ・ 行政では、いろんな情報を広報や、防災無線、ホームページなどで町民へ情報提供に心掛けている。町民も知ろうとする意識を高めてもらいたい。
- ・ 富良野市の条例でも同じことが起こり得る。当時は山部の厚生病院や駅前再開発などをどうするのかという背景もあった。
- ・ 条例や制度の町民への周知方法も一緒に考えていくことが必要でないか。

富良野市のように、人が動くには、優越感が危機感がなければ動かない。普段は自分に必要な情報をチョイススしていると思う。

- ・ 情報を出していくことと共有化していくことは重要。人とまちづくりには、何十年という地道な活動を続けなければ、進んでいかない。

関心を寄せるものとして、新聞はその中でも見る媒体と思う。

「自治基本条例研究プロジェクト報告書」のP31～P32まで説明。

- ・ プロジェクトの自治基本条例原案の構造は、報告書P31に示したようになっている。
- ・ 特に上富良野町の特徴として盛込んでいるのが、コミュニティと十勝岳を抱えていることによる地域防災が特徴。

- ・ 報告書P32に札幌市市民自治を進める市民会議「自治のルール、みんなでつくろう！」委員会報告書で航海に例えた「まちづくり」に対する思いを掲載している。

- ・ 通常、自治基本条例とは議会の責務を盛り込んだ条例で、議会の責務を盛り込まないのがまちづくり条例といわれている。

町民投票の条文が盛り込まれているが、法的に問題は無いか。

事務局： 地方自治法に規定されているものを、この条例に同様に規定したものになっている。

まちの表現で「本町」は住居表示の住所にもあり、同じ感じを受けてしまう。

第3条に関して、宗教は盛り込まなくてもよいのかどうか。

条文は難しく分かりづらいと感じる。

- ・ プロジェクトでも分かりやすいものにすることを意識し、口語調の「ですます体」とした。

事務局： 条文は係争時の裁判への対応も考慮し、あいまいな表現は避ける傾向にあるため、堅苦しい表現になりがちな点は理解いただきたい。

岡本代表： このまま報告書の条例の内容に入っていくか、次回の会議とするか。

事務局： 4月に人事異動があり、この会議の事務局は総務課行政改革担当が担当が、条例制定にあたっては町民生活課自治推進班が担当する。このため、条例内容を検討する段階から、自治推進班も会議での内容を把握する必要があると考えている。

皆さんが良いのであれば、次期会議を4月に開催し、内容の検討に入ってもらえればと思う。

また、職員プロジェクトの説明も聞きたいのであれば、調整して説明するように対応したい。

岡本代表： 報告書の条例の内容については、次回の会議でよいか。

全体： 了承

2 その他

次回会議： 4月11日（水） 午後7時00分 役場審議室

以上

〔閉会 21時00分〕